

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-340 IV型コラーゲン、P-Ⅲ-P、IV型コラーゲン・7S の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D007「35」IV型コラーゲン、「38」プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 又は「41」IV型コラーゲン・7S の算定は、原則として認められる。
 - (1) アルコール性肝炎
 - (2) 非アルコール性脂肪性肝炎
 - (3) 原発性胆汁性胆管炎
 - (4) 自己免疫性肝炎
 - (5) 肝硬変
- 2 次の傷病名に対する D007「35」IV型コラーゲン、「38」プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 又は「41」IV型コラーゲン・7S の算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性肝炎疑い
 - (2) 肝機能障害・肝障害 (疑い含む。)
 - (3) 脂肪肝 (疑い含む。)
 - (4) アルコール性肝炎疑い
 - (5) 非アルコール性脂肪性肝炎疑い
 - (6) 原発性胆汁性胆管炎疑い
 - (7) 自己免疫性肝炎疑い
 - (8) 肝細胞癌 (疑い含む。)

○ 取扱いの根拠

IV型コラーゲン、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)、IV型コラーゲン・7S は、いずれも、肝臓の線維化を反映するマーカーであり、1 に掲げる傷病名に対する測定は、肝臓の線維化のステージを診断し治療方針を選択する上で有用である。

以上のことから、1 に掲げる傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、2 に掲げる傷病名に対する測定は、確定診断に至っていないため、

原則として認められないと判断した。